

県の窓口・電話受付時間が変わります（試行）

長野県では、職員が安心して働ける環境づくりと、県民の皆さまへの安定したサービス提供を両立するため、業務改善への注力により、県民サービスの向上につなげることを目的に、窓口・電話受付時間を設定します。

受付時間を従来の 8 時 30 分から 17 時 15 分までを 9 時 00 分から 16 時 30 分までへ変更します。

試行期間は令和 7 年 11 月 25 日（火曜日）から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）までとなります。

対象施設は、県庁本庁舎・合同庁舎、単独現地機関（警察本部を除く）ですが、図書館・美術館など県民利用施設や、児童相談所・県立学校など業務の性質上、受付時間の短縮が難しい施設は対象外です。

対象業務は、行政窓口での各種手続と電話でのお問い合わせです。なお、事件・事故・災害等の緊急の場合は受付時間に関わらず対応します。また、相談窓口・電話は内容に応じて柔軟に対応します。

試行期間中は、県民向けアンケートを実施予定ですのでご協力をお願いします。

詳細についてはホームページでご確認ください。

（「長野県 窓口・電話」で検索）

同時に電話サービス充実のために、聴覚障がい者との電話によるコミュニケーションツール（手話リンク）を県庁本庁舎・合同庁舎に導入する予定です。詳しくは、次号でお知らせします。